

教 生 学 第 1 3 2 9 号  
令和 5 年（2023年） 3 月 22 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（通知）

このことについては、令和 4 年（2022年） 6 月 22 日付け事務連絡により対応いただいているところですが、この度、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり「児童生徒の事件等報告書」（以下「報告書」という。）の運用の見直しについて、事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、別添写しの報告書については、これまでと同様に当課において報告書を作成し、文部科学省に提出しますが、次のとおり、提出時に必要となる資料が変更になりますので、報告書の項目の正確かつ迅速な把握に加え、必要となる資料を速やかに提出（教育局経由）願います。

なお、これに関連して、児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときには、道教委が作成した「児童生徒の自殺が発生した際の学校等の対応マニュアル」等を参考に適切な対応をお願いします。

#### 記

<主な変更点>

- 全国報道で扱われる事件の場合は、記者会見の概要、新聞記事など事件の概要がわかる参考資料が必要になること。
- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく自殺の詳細調査への移行の有無が決定した場合、報告が必要になること。
- 自殺の詳細調査が終了した際には、その調査結果を提出する必要があること。ただし、調査結果には、児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないこと。

（生徒指導係）



事 務 連 絡  
令和5年3月10日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

### 「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について

児童生徒の自殺、重大事件については、事実関係の正確かつ迅速な把握が必要であることから、「児童生徒の事件等報告書」について（平成18年12月27日付け事務連絡）により、事件等の発生について各都道府県教育委員会等に報告書の提出を依頼し、令和4年5月31日に再周知したところです。

今般、下記のとおり、「児童生徒の事件等報告書」の運用を見直すこととしましたので、公立学校にあつては、都道府県教育委員会が、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会の管下の学校を含む管下の学校について報告・相談をお願いいたします。また、指定都市教育委員会が管下の学校について報告・相談をお願いいたします。

私立学校にあつては、都道府県私立学校主管部課が所轄の各学校法人が設置する学校について報告・相談をお願いいたします。

各国公立大学附属学校にあつては、各国公立大学法人担当課が設置する附属学校について報告・相談をお願いいたします。

株立学校にあつては、株式会社立学校を認可した各地方公共団体の担当課が認可した株式会社が設置する学校について報告・相談をお願いいたします。

### 記

#### 1. 事件等報告書の提出について

【報告事項】（1）及び（2）に関して、速やかに、所定の様式により報告書を作成し、メール（[s-sidou@mext.go.jp](mailto:s-sidou@mext.go.jp)）で提出し報告をお願いいたします。特に、事案が全国報道で扱われ得る場合は、速やかに御連絡をお願いいたします。記者会見の概要、地方新聞など、事件の概要を把握するために参考となる資料があれば、幅広に添付してください。

また、第一報の提出時において、詳細な情報が不足している場合は、必要に応じて続報の提出をお願いします。

なお、文部科学省から、報告書をもとに、対応状況等について更に詳細な情報提供を依頼することがありますので御承知おきください。

### 【報告事項】

(1) 自殺した場合（自殺が疑われる場合や未遂を含む）（※1）

（※1）背景にいじめが疑われる場合（自殺詳細調査がいじめ重大事態調査を兼ねる場合）には、「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（令和5年3月8日付け事務連絡）に基づき報告を行うこと。

(2) 学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為（※2）を起こした場合

（※2）殺人、強盗、詐欺、強制わいせつなどの事案

## 2. 自殺詳細調査の開始と結果の提出について

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく自殺の詳細調査への移行の有無が決定した場合には、続報のご連絡をお願いします。連絡方法は、様式に記載するか、電話で連絡いただくかのいずれの方法でも構いません。

なお、詳細調査が終了した際には、その調査結果を提出してください。

## 3. 保有個人情報及び行政文書の取り扱いについて

本依頼により提出を求める報告書は、必要に応じて都道府県教育委員会等と速やかな連携を図るとともに、文部科学省において問題行動等の現状を適切に把握・分析し、必要な指導助言を行い、施策の検討に生かします。

これら以外の用途で用いることはありません。ただし、児童生徒や関係者等特定の個人の氏名は記載しないでください。その他児童生徒や関係者等に関する情報についても、事案の性質上必要な範囲で記載するようご注意ください。

文部科学省に対し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づく保有個人情報の開示請求があった場合には、個人情報保護法に基づいた対応を行う必要がありますので、予めご了承ください。また、文部科学省に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく行政文書の開示請求があった場合には、情報公開法に基づいた対応を行う必要がありますので、予め御了承ください。

文部科学省において、今般提出いただく様式及び報告書の保存期間は、様式及び報告書が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から5年とします。

## 4. その他

児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときは、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引」、「子供に伝えたい自殺予防」等を踏まえ適切な対応をお願いします。

提出先：児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係

Email:s-sidou@mext.go.jp

電話：03-6734-3298（直通）

様式

児童生徒の事件等報告書  
【第 報について（令和 年 月 日）】

国立 公立 私立 株立

※該当するものにチェック

都道府県教育委員会等名

(1) 事件等の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

(2) 発生日時

令和 年 月 日 時頃

(3) 発生場所

\_\_\_\_\_

(4) 当該児童生徒に関する情報（現在）

|     |    |    |  |    |   |
|-----|----|----|--|----|---|
| 学校名 | 学校 |    |  |    |   |
| 学年  | 年  | 性別 |  | 年齢 | 歳 |

(5) 学校の概要

|            |              |       |  |
|------------|--------------|-------|--|
| 住所・<br>連絡先 | (住所)<br>(電話) |       |  |
| 校長名        |              | 児童生徒数 |  |
| 学級数        |              | 教職員数  |  |

(6) 事件等の経緯

|  |
|--|
|  |
|--|

(7) 当該児童生徒に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況 等）

|   |
|---|
| <p>【学校生活】</p><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><p>【家庭環境】</p><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><p>【健康状況】</p> |
|---|

(8) 事件前・事件後の対応について

|   |
|---|
|   |
| <input type="checkbox"/> 自殺詳細調査に移行する <input type="checkbox"/> 自殺詳細調査に移行しない<br>※判断した時点で該当する方にチェックを付けてください。 |

(9) 本件に関する都道府県・指定都市教育委員会連絡先

|    |  |     |      |
|----|--|-----|------|
| 課名 |  |     |      |
| 名前 |  | 連絡先 | (電話) |

※記者会見の概要、地方新聞など、事件の概要を把握するために参考となる資料がありましたら、幅広に添付して下さい。